

## 第 28 回山形地方裁判所委員会議事概要

### 第 1 日時

平成 29 年 2 月 24 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

### 第 2 場所

山形地方裁判所第 1 会議室

### 第 3 出席者

（委員） 相澤哲（委員長），板垣博之，岡村淳一，齋藤榮一，齋藤哲也，  
佐々木孝之，鈴木啓祐，曾我学，高倉新喜，高橋健，矢野秀弥，  
吉川浩平

（敬称略，五十音順）

（列席職員） 林裁判官，小林刑事首席書記官，篠刑事訟廷管理官，長沼事務  
局長，遠藤事務局次長

（庶務） 高林総務課長，佐藤総務課課長補佐，横山総務課庶務係長

### 第 4 議事

#### 1 新任委員挨拶（相澤委員）

#### 2 委員長の選出（相澤委員）

#### 3 「裁判員裁判について」

(1) 「裁判員裁判の現状」と「裁判員が安心して裁判に参加できるための取  
組」（説明者：林裁判官）

(2) 質疑応答，意見交換

別紙のとおり

#### 4 次回の予定等

(1) 開催日時

平成 29 年 9 月 8 日（金）午後 1 時 30 分

(2) テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(○委員， ■説明者 (列席職員) )

○ 裁判員裁判による判決の控訴率はどのくらいか。

■ 平成27年度の全国の裁判員裁判の控訴率は36.8パーセントである。裁判員裁判に限らず，控訴審裁判所は第一審裁判所の判断を尊重しつつ，第一審裁判所の判決内容をチェックしている。

同年度の裁判員裁判による判決が控訴審で破棄された事例は，全国で62件あり，その割合は控訴された事件の14.2パーセントである。62件中32件は，第一審の判決後に示談が成立したなどの事情変更によるものである。

○ 会社の従業員が裁判員に選任された場合，会社として有給休暇扱いにすべきなのか。

■ 会社によっては，公的な目的のための特別休暇とする制度を設けていると聞き及んでいる。仕事への影響等を考慮し，裁判員候補者には，裁判の日程を裁判開始の約8週間前にお知らせしている。

○ 裁判員になるに当たり，法律知識はどの程度有している必要があるのか。

■ 法律知識は全く必要ない。裁判官，検察官及び弁護士から分かりやすく説明するよう配慮している。

○ 裁判員が心理的負担の大きい証拠写真を見ることに対する，心理的なフォローの態勢はどうなっているか。

■ 先ほども説明したとおり，心理的負担の大きい証拠写真は，公判前に法曹三者で必要性を吟味し，必要がなければ証拠として取り調べなかったり，イラスト等の代替手段を証拠としている。どうしても見ていただく必要がある場合は，選任手続の段階で，裁判官から裁判員候補者に対

して、心理的負担の大きい証拠写真が取り調べられる可能性があることを予告した上、不安な場合は申し出るよう確認することになる。

- 裁判所の庁舎内には花が飾られておらず、BGMも流れていないので、暗い雰囲気を感じる。暗い雰囲気を改めるべきである。
- 先ほどの説明にあった、例えば、「威迫」や「請託」という用語は一般の国民には分かりにくいので、一般の国民が分かりやすい用語に置き換えて説明等をすべきである。
- 裁判員として法壇にいると目立つので、傍聴席にいる被告人の関係者から危害を加えられる可能性があるのではないかと不安を感じる。傍聴席から裁判員の顔が見られないように、衝立て、マジックミラー及びビデオリンクシステム等の使用を検討してはどうか。
- 裁判員裁判の対象事件は凶悪事件が多いので、審理をすることにプレッシャーを感じる。
- 裁判員は、事件の内容を裁判初日に初めて知ることになるのか。
- 裁判員候補者が事件の内容を知るのは、選任手続期日においてである。裁判員候補者が被告人と関係がある場合には、辞退等の制度がある。
- 事件の内容によって、裁判員の心理的負担は異なると思う。裁判員候補者が特定の罪名についての審理が嫌だと申告した場合、裁判所は配慮するのか。
- 選任期日の質問手続において、辞退を認めるかどうかを個別に検討することになる。
- 裁判員の日当は幾らなのか。
- 最大で1日1万円である。日当は給与的な性質の金員ではなく、損害補償的な性質の金員である。
- 検察官及び弁護人は、それぞれ4人まで理由を示さないで不選任決定の請求ができるようだが、裁判員候補者が不選任決定をされた場合に理

由は教えてもらえるのか。

■ 不選任決定の理由を示す制度にはなっていない。

○ 理由を示さない不選任請求は、裁判の公正確保のための制度であると承知しているところ、国民の良識を反映させるというのが裁判員裁判の趣旨なので、検察官がこの請求をするに当たっては、裁判の公正確保の観点からの相当慎重な判断が求められているものと認識している。この制度があることにより、裁判員裁判全体に否定的な気持ちにならないようお願いしたい。

以 上